

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 10 号

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「必要な修理」の右に「(これらと併せて行う耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。)を含む。)」を加える。

第4条第2項第3号中「6,000,000円」を「10,000,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市街地景観整備補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部景観政策課)